

言語聴覚士臨床実習指導者講習会の開催に関する Q&A

令和6年12月26日作成
令和7年3月21日更新
令和7年9月12日更新
令和8年6月5日更新

【1. 講習会全般について】

①この「臨床実習指導者講習会」を修了した実習指導者による対応が必要となるのは、令和何年度入学の学生からですか。

(答) 指導者の指導開始時期は学校養成所の修業年限によって適用が異なります。

適用となる学生 修業年限1年課程：令和9年4月1日以降の入学生

修業年限2年課程：令和8年4月1日以降の入学生

修業年限3年課程および4年課程：令和7年4月1日以降の入学生

それまでは以前の要件（言語聴覚士の実務経験6年目から）で実習生を受け入れることができます。

(参考) 言語聴覚士学校養成所指定規則第4条第1項第11号に規定する適当な実習指導者について

(令和6年5月24日 6文科高第223号 医政発0524第3号)

②臨床実習指導者になるには、「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会」の修了者も、この「臨床実習指導者講習会」を受講しなければいけませんか。受講が不要となる場合、協会事務所への届け出などの手続きは必要ですか。

(答) 令和6年度以降開催の「教員等講習会」の修了者は、臨床実習指導者講習会の受講義務はありません。

協会事務所への届け出も特に必要ありません。

(参考) 言語聴覚士学校養成所指定規則第4条第1項第11号に規定する適当な実習指導者について

(令和6年5月24日 6文科高第223号 医政発0524第3号)

③これまでの臨床実習指導の経験が長い（10年以上など）場合に、臨床実習指導者講習会の受講が免除されるなどの条件はありますか。また、臨床実習指導者講習会の修了に読み替えることができる他の資格や講習会などがありますか。

(答) 臨床実習の指導経験が長くても臨床実習指導者講習会の受講免除にはなりません。令和7年入学の学生からは、新しい指定規則に基づいて臨床実習指導が行われることになります。臨床実習指導者講習会の修了者、ならびに令和6年度以降に開催される「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会」の修了者が臨床実習指導者となることができます。

(参考) 言語聴覚士養成所指導ガイドラインについて（令和6年5月24日 医政発0524第7号）内

言語聴覚士学校養成所指定規則等の改正等に関する Q&A 問2-15

④実習指導を担当する者全員に臨床実習指導者講習会の修了が義務付けられますか。副担当、補助者など、実習中の役割によって受講が不要となる場合はありますか。

(答) すべての臨床実習指導者に対し講習会の修了が義務付けられていますが、実習指導者の監督のもと、実習指導者と一緒に補助的な指導を行う場合は、講習会の修了者以外の者が担当することができます。なお、「ハラスメントの防止に努める者であること。」という前提を満たす必要があります。

【例】令和7年4月1日に入学した3年課程および4年課程の学生

1) 2年時の令和8年の評価実習より講習会の修了者が指導を行うことになります。

2) 見学実習における指導者は臨床実習指導者講習会を修了している必要はありません。

3) これらの評価実習を受ける臨床実習施設では、実習指導予定者は、令和7年度に学校養成所などで開催される臨床実習指導者講習会の受講が必要となります。

(参考) 言語聴覚士養成所指導ガイドラインについて (令和6年5月24日医政発0524第7号) 内
言語聴覚士学校養成所指定規則等の改正等に関する Q&A 問2-7、問2-13
言語聴覚士学校養成所指定規則第4条第1項第11号に規定する適当な実習指導者について
(令和6年5月24日 6文科高第223号 医政発0524第3号)

⑤臨床実習指導者講習会修了者は、いつから実習指導を担当することができますか。

(答) 臨床実習指導者講習会を修了していること、その時点で臨床経験が丸5年以上となっていること、の両方を満たせば、実習指導者として学生指導を担うことができます。また、臨床経験丸4年 (=5年目) 以上で講習会を受講し修了しても、臨床経験が5年に満たないうちは指導にあたることはできません。

(参考) 言語聴覚士学校養成所指定規則第4条第1項第11号に規定する適当な実習指導者について
(令和6年5月24日 6文科高第223号 医政発0524第3号)
言語聴覚士養成所指導ガイドラインについて (令和6年5月24日医政発0524第7号) 内
言語聴覚士学校養成所指定規則等の改正等に関する Q&A 問2-14、問2-15

⑥一つの実習施設に、臨床実習指導者講習会修了者は1名だけの配置としてもよいのでしょうか。講習会修了者の配置割合の目標値などがありますか。

(答) 見学実習以外の臨床実習を行うものは講習会の受講が求められますが、特に目標値などは決まっていません。ただし、臨床実習指導者1人が一度に担当する学生数は2人を限度とすることが決まっていますので、臨床実習を受ける学生数に見合う講習会修了者が必要ということになります。

(参考) 言語聴覚士養成所指導ガイドラインについて (令和6年5月24日 医政発0524第7号) 内
言語聴覚士学校養成所指定規則等の改正等に関する Q&A 問2-13

⑦非会員の言語聴覚士が臨床実習指導者講習会への参加を希望した場合、受け付けることはできますか。

(答) 臨床経験年数丸4年以上など、受講生の要件を満たせば、非会員でも受講することはできます。主催団体内で条件を追加することもできます。非会員の参加を受け付ける場合は、日本言語聴覚士協会と都道府県の言語聴覚士会への入会を是非勧めてください。

⑧事前に報告した開催予定から、講習会の実施回数を増減することはできますか。

(答) 事前に修了証書発行予定数を厚生労働省へ申請していますが、講習会実施回数の増減や参加者数の多少の変更は可能です。増減が判明した時点ですぐに協会事務所へご相談ください。

【2. 参加人数、世話人数について】

①参加人数が6名未満となる場合でも、講習会を開催することはできますか。

(答) 厚生労働省の開催指針で演習のグループの人数が定められているため、6名に満たない場合は講習会の開催はできません。事前に十分な参加者数の調整をお願いします。

(参考) 言語聴覚士臨床実習指導者講習会の開催指針について (令和6年5月24日 医政発0524第5号)
第2 > 4. 講習会の形式②

②1グループあたりの参加者数を、6名未満または11名以上とすることはできますか。

(答) 1グループの人数は6名から10名と開催指針に明示されています。事前に十分な参加者数の調整をお願いします。

(参考) 言語聴覚士臨床実習指導者講習会の開催指針について (令和 6 年 5 月 24 日 医政発 0524 第 5 号)
第 2 > 4. 講習会の形式②

③ 1 名の講習会世話人が複数のグループを担当することはできますか。

(答) 厚生労働省の開催指針で定められているため、1 名の講習会世話人が複数のグループを担当することはできません。講習会世話人は必ず 1 グループ 1 名以上配置してください。

(参考) 言語聴覚士臨床実習指導者講習会の開催指針について (令和 6 年 5 月 24 日 医政発 0524 第 5 号)
第 2 > 1. 開催実施担当者 > (3) 講習会世話人

④ 講習会当日に急遽参加者や世話人の欠席が発生した場合、講習会を開催することはできますか。

(答) 上述の通り、厚生労働省の開催指針で定められているため、演習の 1 グループ 6 名～10 名、1 グループあたり 1 名以上の講習会世話人の配置が維持できない場合は、講習会を開催することはできません。

要件を満たすことが確認できれば、参加者・世話人を交代・追加することができます。参加者の場合は言語聴覚士免許証 (現物)、世話人の場合は講習会の修了証書を必ず確認し、判明した時点ですぐに協会事務所へご連絡ください。

(参考) 言語聴覚士臨床実習指導者講習会の開催指針について (令和 6 年 5 月 24 日 医政発 0524 第 5 号)
第 2 > 4. 講習会の形式②

⑤ 講習会当日に急遽参加者の欠席が発生し、1 グループ 6 名未満となった場合、グループの編成を変更することはできますか。

(答) 1 グループ 6 名から 10 名となるようにグループ編成を変更するなどの調整を行うことはできます。受講要件を満たすことが確認できれば、講習会開始前までに参加者を追加することができます。

(参考) 言語聴覚士臨床実習指導者講習会の開催指針について (令和 6 年 5 月 24 日 医政発 0524 第 5 号)
第 2 > 4. 講習会の形式②

⑥ 申請書提出日以降に急遽世話人の欠席が発生した場合、事前に申請した者とは別の世話人に交代することはできますか。

(答) 申請書提出以降であっても、要件を満たしている世話人に交代することができます。世話人の交代が決定した時点ですぐに協会事務所へ書式 2 の情報を報告してください。なお、3.①の要件③にあたる世話人の場合、申請書提出日以降に追加することはできません。

⑦ 講習会世話人は、演習 1～6 全てに世話人として参加しなければいけませんか。1 グループの世話人を、講習会 1 日目と 2 日目で別の者が担当することはできますか。

(答) 講習会 1 日目と 2 日目で世話人を交代することができます。ただし、必要な申し送りをするなど、運営に支障がないようにしてください。また、世話人は 1 グループに 2 名以上となっても構いません。

(参考) 言語聴覚士臨床実習指導者講習会の開催指針について (令和 6 年 5 月 24 日 医政発 0524 第 5 号)
第 2 > 1. 開催実施担当者 > (3) 講習会世話人

【3. 講習会世話人の要件について】

① 講習会世話人の要件として、厚生労働省の開催指針には「講習会を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者」とありますが、具体的にはどのような条件ですか。

(答) 現在のところは、①「言語聴覚士臨床実習指導者講習会」の修了者、②令和 6 年度以降の「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会」修了者で実習指導者として実習生を指導した十分な

経験を有する者、③その他、厚生労働省が認めた要件（言語聴覚士学校養成所指定規則等の改正等に関する Q&A 問 2-4、問 2-5 記載）となります。必ず要件を確認し、書式 2①の「要件」欄に当てはまる番号を選択し、対応する詳細情報を①～③の各欄に入力してください。

なお、要件③は世話人が不足する期間の「当面の」対応となり、令和 7 年度中に十分な人数の講習会修了が見込まれたため、要件③は令和 8 年度をもって原則廃止とします。令和 9 年度以降の講習会で該当する世話人を申請する予定がある場合、該当者は令和 8 年度中に講習会を修了してください。

（参考）言語聴覚士養成所指導ガイドラインについて（令和 6 年 5 月 24 日 医政発 0524 第 7 号）内

言語聴覚士学校養成所指定規則等の改正等に関する Q&A 問 2-4、問 2-5

②学校養成所の専任教員は講習会世話人になることができますか。

（答）専任教員は、学生指導のほか臨床教育にも習熟していると考えられることから、臨床実習指導者として臨床実習生を指導した十分な経験があれば、講習会世話人となることができます。ただし、臨床実習指導者講習会の質を担保するために、改正指定規則の公布時に既に専任教員である者であっても講習会を修了することが望ましいとされていることから、3.①と同様にこの要件（現、要件③）は令和 8 年度をもって原則廃止とします。令和 9 年度以降の講習会で該当する世話人を申請する予定がある場合、該当者は令和 8 年度中に講習会を修了してください。

（参考）言語聴覚士養成所指導ガイドラインについて（令和 6 年 5 月 24 日 医政発 0524 第 7 号）内

言語聴覚士学校養成所指定規則等の改正等に関する Q&A 問 2-5

【4. 講習会の開催方法、参加状況について】

①やむを得ず、遅刻・早退・途中離席があった場合はどのように取り扱えばよいですか。

（答）理由を問わず、遅刻・早退・途中離席、Web 受講中の画面オフ・途中離席・回線中断等は認められません。別日程で 16 時間すべての講義・演習を受講し直すようご案内ください。なお、遅刻・早退・中断した単元のみ再受講はできません。

※身体的・家庭的事情等により一時的な離席が必要となる場合は「要配慮」として事前申出を受け、内容を確認のうえ無理のない範囲で主催者判断のもと対応（合理的配慮）を検討してください。業務上の都合や家事・私用による離席や遅刻、通信トラブルによる離席とは区別して判断してください。

②一部の講義やグループワークの時間が延長となった場合、開催指針に定められた「16 時間」の範囲内で、他の講義・演習時間を短縮し調整することはできますか。

（答）講義・演習の時間数が合計 16 時間以上（休憩時間除く）となれば、講義・演習の時間を延長することはできますが、短縮することは避けてください。また、延長した時間数を受講者の遅刻・早退・途中離席、Web 受講中の画面オフ・途中離席・回線中断等に充てることはできません。

③講義の内容を事前に録画、録音したものを使用することはできますか。

（答）厚生労働省の開催指針は対面開催を前提とした内容となり、本来は対面開催が優先されます。Web 講習会の場合は「対面同等の質」を担保するため、リアルタイムの講義および討議・演習、双方向でのやり取りを実施すると説明し、開催許可を得ているため、動画、録音、オンデマンド配信等での講習会実施は認められません。

④Web 講習会でスマートフォンを使用して受講することはできますか。

（答）理由を問わず、スマートフォンでの受講は禁止です。厚生労働省の開催指針は対面開催を前提とした内容となるため、受講者・講師・世話人ともに PC、タブレットなど座学講習の姿勢を維持することができる

機器を使用してください。移動中の受講や「ながら」受講（業務や家事との併行）も禁止です。主催者は、受講者の映像から受講態度を確認し、状況に応じ適切に指導を行ってください。

【5. 旧姓使用、改姓、言語聴覚士免許証による本人確認について】

①職場で旧姓を使用している場合はどのように取り扱えばよいですか。

（答）職場で旧姓使用が認められている場合、旧姓で講習会を受講し、修了証書を発行することができます。言語聴覚士免許証改姓済（旧姓併記なし）の場合は、職員証や職場の書類、論文抄録など旧姓が書かれたものの提示を受けて本人確認を行い、参加者名簿提出時に協会事務所へ報告してください。講習会中の呼称としてのみ旧姓の使用を希望し、修了証書は免許証と同じ改姓後の氏名表記でよい場合は、参加者名簿と演習成果物には免許証の姓を記載してください。

②参加者が改姓し、言語聴覚士免許証は未改姓だった場合はどのように取り扱えばよいですか。

（答）言語聴覚士免許証と、改姓後の氏名が書かれたもの（職員証、職場の書類、論文抄録、公的身分証明書、公共料金の領収書など）の提示を受けて本人確認を行い、参加者名簿提出時に協会事務所へ報告してください。該当する参加者には言語聴覚士免許証の改姓を勧めてください。※言語聴覚士法第8条

③講習会受講後に改姓した場合、講習会修了証書の改姓は必要ですか。

（答）まずは、講習会修了時に発行された旧姓表記の修了証書の使用可否を勤務先等へ確認してください。改姓後の修了証書の提出が必要となった場合、本協会会員は会員マイページ「問い合わせ」から連絡してください。本協会非会員の方は、主催団体の申請事務担当者へ連絡してください。

④参加希望者が言語聴覚士免許証を紛失している場合はどのように取り扱えばよいですか。

（答）免許証原本または写しによる確認ができない場合、講習会を受講することはできません。再発行手続き中の場合は、医療研修推進財団から発行される「名簿登録済証明書」「書き換え済証明書」の提示を受け、本人確認と受講要件の確認を行ってください。

【6. 修了証書の再発行について】

①修了証書を紛失し再発行を受けたい場合はどのように取り扱えばよいですか。

（答）再発行を希望する理由を添え、本協会会員は会員マイページ「問い合わせ」から連絡してください。本協会非会員の方は、主催団体の申請事務担当者に連絡し、主催団体の申請事務担当者が本協会へ連絡してください。なお、修了証書配付時には、汚破損・紛失しないよう注意することと、修了証書は修了者本人からの事前申込通りの氏名表記で発行していることを案内してください。